主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人椎木緑司の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(道路交通法――七条の罪の成立に必要な事実の認識は、必ずしも確定的な認識であることを要せず、未必的な認識でも足りる旨の原審の判断は相当である。昭和三七年(あ)第一六九〇号同四〇年一〇月二七日大法廷判決、刑集一九巻七号七七三頁参照)。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年三月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	関	根	/]\	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝